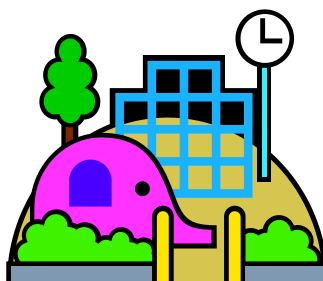


羽曳野市立小・中学校開放利用登録について



必ず内容を熟読した上で、
団体登録をしてください



1. 学校施設の利用に関する確認事項・注意事項

(1) 小中学校の利用にあたって

学校は、日ごろは子どもたちが通っている「まなび舎(や)」です。戸締りや節水・節電、トイレ掃除はもちろん、お菓子の持ち込み禁止や喫煙に関することなど様々な学校のルールが存在します。土曜日・日曜日や夜間に他の方が学校で活動を行っていることを知らない子どもたちもいる中、お菓子の食べ残しやゴミ・タバコ・吸殻を見つけてしまうと、子どもたちはもちろん先生方にも混乱を招いてしまいます。利用にあたっては、日常の子どもたちが学んでいる姿をご想像いただき、ご利用くださいますようお願いいたします。

(2) 利用者の遵守事項について（利用時のマナーについて）

- ① お菓子の持ち込みは禁止です。子どもたちがお菓子の食べ残しやゴミを見つければ、それをまねてしまう恐れがあります。
- ② 学校敷地内は全面禁煙です。
- ③ 入退校は集団で行うよう心がけていただき、校門はその都度、閉めてください。
- ④ 許可された利用時間は、準備・片付けを含んだ時間ですので、余裕をみて終わるようにしてください。(時間厳守)
- ⑤ トイレや手洗い場、その他の施設の利用後は、後片付け及び掃除を行い、窓閉めや戸締りを忘れないよう注意してください。また、電気の消し忘れや蛇口の締め忘れのないよう、節電および節水にご協力ください。
- ⑥ 雨天等の状況でグラウンドを利用した場合は、必ず整備を行い、現状に復してください。なお、ぬかるみの状況により、整備をしても現状に復することが困難な場合は、利用しないでください。また、砂場の砂でグラウンドの整備を行わないようにしてください。
- ⑦ グラウンドでのスパイクの着用はご遠慮ください。なお、着用の必要性が特に高く、学校、教育委員会が認めた場合は、必ず利用後にグラウンド整備を行い、原状復帰を徹底してください。
- ⑧ 体育倉庫内や体育館の壇上・2階、また遊具や砂場で遊ぶ等は控えてください。
- ⑨ 体育館利用後、特に夜間などは、グラウンドや駐車スペース等での話し声は、近隣住民の方への迷惑となる場合がありますので、連絡事項等は体育館内で、利用時間中にお願いいたします。
- ⑩ 送迎の場合でも車のエンジンは切り、周辺に迷惑をかける不必要なアイドリングは慎むようにしてください。
- ⑪ 利用にあたり、使えて当然という認識ではなく、あくまで利用者側・学校・近隣住民・教育委員会の相互の理解と共通の認識のもとに利用が可能であるということを念頭に置いていただくとともに、利用される団体同士でも譲り合いの上、マナーを遵守してご利用いただきますようお願いいたします。

(3) 飲食及びゴミの管理について

活動中の水分補給については、熱中症の予防等により必要ですが、施設内で昼食等の食事をするのは原則禁止となっています。ただし、必要に応じて各学校と相談いただくことにより昼食等の食事をする場所や、ゴミの持ち帰りの徹底などを行った上で承認する場合があります。無断で食事等をするのないようお願いいたします。

(4) 駐車台数について

各学校によって駐車できる台数は異なりますが、各校の駐車台数は非常に少ないのが現状です。できるだけ自転車や徒歩で来校してください。車をご利用の際は、乗り合わせて台数を減らしてください。また、近隣に路上駐車はしないよう、徹底してください。

2. プール開放について

学校プールの利用にあたっては、必要人数の監視員（「普通救命講習」修了者）の配置が必要となります。必要人数の監視員の配置ができない場合は、プールの利用は認められません。

プール利用者数	29人以下	30人以上	40人以上	50人以上	60人以上
必要監視員数	3名	4名	5名	6名	7名

「普通救命講習」は令和7年6月ごろを予定しています。事前に広報誌や登録団体への通知により周知いたしますので、原則、団体より1名以上は、当該年度の講習を受講してください。

羽曳野市立小・中学校開放利用登録に際する確認・注意事項

また、各学校において開催する「プール機器の利用方法等の説明会」にも参加していただく必要があります。

プール利用時には、O-157対策等のためシャワーを十分に浴びること及びスイミングキャップの着用を義務付けております。

なお、申請内容と実際の利用人数が大幅に違うとの報告を受ける場合があります。経費(水道代・薬品代)もかかることから、少人数での利用は控えていただき、最低でも10名以上でご利用いただきますようお願いいたします。

3. 営利団体について

営利とは…金銭的な利益を得ようとする事。利益を得る目的で活動をする事。

営利を目的とした活動での学校施設の利用は認められません。

必要以上の会費を徴収している場合や代表者等がそれを本業としている場合など、運営する者が、金銭的もしくは物質的な対価を得ていると判断できる場合は、営利目的で利用しているものとみなします。

会費を徴収している団体は、会費の必要性を明確にさせていただくために、令和5年度の「決算(見込)書」ならびに令和6年度の「予算書」を申込時に提出いただきます。

なお、スポーツ教室等において、会費を使つての過度な宣伝・広告や、主として当該団体で使用しない備品の購入などが認められる場合についても、同様に取り扱い、利用登録は認められませんのでご了承ください。

4. 令和7年度 学校開放利用登録について

(1) 利用登録に伴う提出書類について

学校施設の利用にあたりましては、毎年度、利用登録を行う必要があります。別添の『提出書類の記入にあたって』等をご確認の上、『学校開放利用登録申出書』、『学校施設利用時の活動内容等』、『利用者遵守事項(記名・押印済みのもの)』等を、利用前年度の指定する期間にスポーツ振興課に提出してください。

登録対象は、市内に在住する20歳以上の方が代表者であり、市内在住・在勤、在学者10名以上で構成された団体となります。

登録申込 ・期間 令和7年1月6日(月) ～ 1月20日(月) ※期間厳守 ・場所 羽曳野市役所別館3階 スポーツ振興課 (郵送可、FAX不可)

※多くの団体にご利用いただけるよう、1団体につき登録できる学校は1校となります。

※年度途中で代表者の氏名や住所・電話番号等の変更があった場合は、随時スポーツ振興課までご連絡ください。

(2) 『利用者遵守事項』について

『利用者遵守事項』を、必ず各団体の構成員全員に熟読していただき、周知徹底を行ってください。遵守できる団体は署名の上、利用登録申込時に提出してください。

この項目に違反した場合は、1回目は警告、2回目は1カ月の利用停止、3回目は年度登録の取消となります。ただし、その限りではない場合もあります。また、学校教育に特に支障があるとみなした場合、以後の団体の利用を禁止する場合があります。

(3) スポーツ安全保険等の傷害保険・賠償責任保険の加入の義務付けについて

活動中の万一のケガや、行き帰りの道中での事故に備えての傷害保険はもちろん、学校施設等を破損した場合にも賠償責任保険により保障していただくために加入を義務付けています。特に指定する保険はありませんが、保険に加入されていない団体の方は、『財団法人スポーツ安全協会』によるスポーツ安全保険の要項等を3月以降、スポーツ振興課(市役所別館3階)、市民体育館、はびきのコロセアムで配布しておりますのでご利用ください。

羽曳野市立小・中学校開放利用登録に際する確認・注意事項

新規登録団体については、保険加入予定で申請を受付けますが、施設利用時までにご加入ください。

(4) 『説明会』の開催について

提出いただいた『学校開放利用登録申出書』等に基づき、利用予定学校別(中学校区単位等)で2月中旬に説明会を開催します。利用にあたっての遵守事項や各学校個別の利用上の注意の説明等を行いますので、代表者(代理可)は必ず出席してください。説明会に出席しない団体については、原則利用登録の承認ができませんので必ず各団体1名は出席ください。

(5) 『学校開放利用登録証』の交付について

利用登録を承認する団体には、『学校開放利用登録証』を3月上旬に一斉発送する予定です。本登録証に記載しています「登録番号」、「団体名」、「代表者」により、月単位で利用申請いただくことになります。

5. 学校施設利用の申請方法について

(1) 『学校施設使用許可願』の提出について

- 学校施設の利用にあたっては、『学校施設使用許可願』(各学校に配備)に必要事項を記入の上、利用する学校に提出してください。
- 1か月分の利用予定日を記入し、前月の1日～10日に提出してください。2ヶ月分以上をまとめて提出しないでください。1枚の申請書に利用日時を記入しきれない場合は、「学校施設利用日時予定表(別紙)」(各学校に配備)にご記入いただき、申請書に添付してご提出ください。
- 令和7年4月利用分の『学校施設使用許可願』の提出については、本来、令和7年3月1日～10日の提出となりますが、『学校開放利用登録証』を交付後となりますので、利用申請の提出期限を登録書の受け取りから令和7年3月19日までとします。
- 登録番号・団体名・利用種目及び内容等、必要事項に記入漏れのないよう注意してください。不備がある場合は、確認させていただく場合があります。
- 口頭での申請や、学校の先生による代筆はできませんので必ず記入の上、提出ください。

(2) 『学校施設利用報告書』の提出について

- 『学校施設利用報告書』については、学校利用後に次のような報告事項がある場合に提出していただく報告書で、利用日の翌月の10日までに、スポーツ振興課に持参もしくは郵送、電子メール、FAXにて提出願います。【FAX可能な時間: 平日9時～17時30分】
なお、市民体育館、はびきのコロセアムに提出していただいても結構です。
《報告事項》 ・利用予定日に利用しなかった場合 ・利用人数に変更があった場合
・利用時、利用後に、学校または教育委員会より指導等があった場合
・利用に施設、設備を破損した場合 ・その他、報告が必要と思われる場合
- 開放校または周辺の建築物等の施設・設備に破損が見つかる場合がありますが、校長または教育委員会にその報告がないことがあります。必ず報告するようにしてください。